

235

様式44

令和 4年 7月 29日

三重県知事 一見 勝之 様

医療法人の住所 鳥羽市鳥羽4丁目13番7号

医療法人の名称 医療法人 菊栄会

理事長名 中村 菊洋

電話 0599 (21) 0707

決 算 届

令和3年5月1日から令和4年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年 5月 1日 至 令和4年 4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 菊栄会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県鳥羽市鳥羽4丁目13番7号

(3) 設立認可年月日 平成16年11月 2日

(4) 設立登記年月日 平成16年11月19日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	中村クリニック	三重県鳥羽市鳥羽 4丁目13番7号	一般病床 0床

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年 6月30日 令和2年度決算の決定
理事及び監事の任期満了による改選

令和3年12月 1日 出資持分譲渡

令和4年 4月15日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 菊栄会

※医療法人整理番号

所在地 三重県鳥羽市鳥羽4丁目13番7号

財 産 目 録

(令和 4年 4月30日現在)

1. 資 産 額	518,504 千円
2. 負 債 額	25,450 千円
3. 純 資 産 額	493,054 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	434,573
B 固 定 資 産	83,931
C 資 産 合 計 (A+B)	518,504
D 負 債 合 計	25,450
E 純 資 産 (C-D)	493,054

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 菊栄会

※医療法人整理番号

所在地 三重県鳥羽市鳥羽4丁目13番7号

貸借対照表

(令和4年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	434,573	I 流動負債	19,880
II 固定資産	83,931	II 固定負債	5,570
1 有形固定資産	31,739	負債合計	25,450
2 無形固定資産	2,265	純資産の部	
3 その他の資産	49,926	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,000
		II 積 立 金	484,054
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	493,054
資産合計	518,504	負債・純資産合計	518,504

様式4-2

法人名 医療法人 菊栄会

※医療法人整理番号

所在地 三重県鳥羽市鳥羽4丁目13番7号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 5月 1日 至 令和 4年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	208,202
2 事業費用	191,839
本来業務事業利益	16,363
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	16,363
II 事業外収益	6,393
III 事業外費用	0
経常利益	22,756
IV 特別利益	5,327
V 特別損失	407
税引前当期純利益	27,676
法人税等	6,582
当期純利益	21,094

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 菊栄会
理事長 中村 菊洋 殿

私は、医療法人 菊栄会 の令和3会計年度（令和3年 5月 1日から令和4年 4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 6月20日
医療法人 菊栄会
監事 小里 まりの